

第3期階上町教育振興基本計画

令和7年3月

はじめに

階上町及び階上町教育委員会では、平成27年4月に第1期、令和2年4月に第2期階上町教育振興基本計画を策定し、町の最上位計画である階上町総合振興計画の基本目標である「未来を担う人づくり」の実現に向け、「豊かな心と個性を育む教育の充実」、「生きがいのある生涯学習の推進」及び「地域に根ざした文化・スポーツの振興」を柱に教育に関する施策を推進してまいりました。

第2期計画期間中は、人口減少、少子高齢化、情報化やグローバル化が一層進み、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化など、我々を取り巻く社会環境は急激に変化し、これまでの経験では将来を予測できないほど複雑化しています。

このような状況の中、第5次階上町総合振興計画（後期計画）が策定され、また第2期の計画期間が終了することから、この度、第3期階上町教育振興基本計画を策定しました。

策定に当たっては、国や県の教育振興基本計画を参酌し、国の第4期教育振興基本計画において掲げる2つのコンセプトである「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング[※]の向上」の実現に向けての施策を取り入れるとともに、第1期計画の3つの柱を継承し、「未来を担う人づくり」の実現を目指すものであります。

今後も、町民及び関係各位の全ての人々の協働の下、本計画の着実な推進に向けて各種施策や事業を展開してまいりますので、一層の御支援御協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

階上町長 荒谷 憲輝

階上町教育委員会

[※]ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることで、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることも含む包括的な概念。

目次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 進行管理	2

第2章 本町教育の基本方針

1 基本方針	2
2 教育目標	2

第3章 施策の展開

施策の体系	3
1 豊かな心と個性を育む教育の充実	4
2 生きがいのある生涯学習の推進	10
3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	13

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されています。

また、同法では、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

本町では、平成 27 年 4 月に第 1 期、令和 2 年 4 月に第 2 期階上町教育振興基本計画を策定し、「未来を担う人づくり」の基本理念の下、その方針の実現に向けた各種施策及び事業を展開し、本町教育の振興を図ってきました。

この度、第 2 期階上町教育振興基本計画の計画期間が終了することから、町民及び本町に関わる全ての人々の協働の下、本町の教育を総合的かつ計画的に進めていくための第 3 期教育振興基本計画を策定するものとします。

2 計画の位置付け

- ・階上町総合振興計画を最上位計画とし、本町教育の基本方針の実現に向けた総合的な施策を示す計画とします。
- ・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく計画とします。
- ・本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づく地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱とします。

3 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、必要に応じて、社会情勢等の状況に合わせた計画の見直しを行います。

4 進行管理

毎年度実施する「階上町教育委員会の事務の点検及び評価」を活用し、PDCAサイクルにより施策の実施状況や課題を把握し、事業の見直しや新たな事業の具現化など、適切な改善を図ります。

第2章 本町教育の基本方針

1 基本方針

第5次階上町総合振興計画の基本目標「未来を担う人づくり」に向け、各関係機関・諸団体と連携を図りながら、人間尊重の精神を基調として、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指した教育の推進に努めます。

2 教育目標

本町教育が5年後に目指す姿の実現に向けて、本計画の具体的目標を次のように定めます。

- (1) 学校・家庭・地域・行政が一体となって、夢や志の実現に向けて「豊かな心と確かな学力、健やかな体」を育み、広く社会の発展に貢献できる人財※の育成に努めます。
- (2) 一人一人が文化やスポーツに親しみ、心のふれあいを求めて共に学び合う、豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成に努めます。
- (3) 階上町民としての連帯意識と愛郷精神の高揚を図り、町民憲章の具現化に努めます。

※人財 階上町では「人は階上町にとっての『財（たから）』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

第3章 施策の展開

施策の体系

基本施策	施策の展開
1 豊かな心と個性を育む教育の充実	(1) 確かな学力の育成
	(2) 豊かな心の育成
	(3) 健やかな体の育成
	(4) 多様な教育ニーズへの対応
	(5) 経済的支援の充実
	(6) 教育環境の整備
	(7) 家庭・地域・学校等との連携の推進
2 生きがいのある生涯学習の推進	(1) 生涯学習環境の整備
	(2) 生涯学習事業の充実
3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	(1) 芸術・文化の振興
	(2) 文化遺産の保全
	(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	(4) スポーツ施設の充実

1 豊かな心と個性を育む教育の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、国際情勢の不安定化など、将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、持続可能な社会の担い手として活躍するためには、時代の変化や多様なニーズに対応した教育環境と質の高い教育プログラムの整備が必要です。

教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することに加え、地域や企業・団体等の多くの人材が子どもの育ちや学びに関わることが求められています。

本町では、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫を凝らし、夢や志の実現に向け、「豊かな心・確かな学力・健やかな体」を育む学校教育の推進に努めてきました。

少子化への対応

本町においても少子化の影響により、児童生徒数は減少し続けており、町内にある小学校4校のうち1校が令和7年度末に閉校することとなりました。中学校においても、生徒数の減少に伴い、統合等による中学校再編について検討しています。令和6年度には中学生と小中学校の保護者を対象としたアンケート調査を行い、今後はその結果を踏まえて、子どもたちが最適な学校規模で集団教育活動ができるよう、学校再編に向けての検討を進めていくことが必要です。

ICT環境の整備と活用

コロナ禍の影響もあり、デジタル化が急速に進んでいます。教育現場においては「GIGA スクール構想」によるICT環境整備が加速化し、本町においても1人1台端末及び通信ネットワーク環境を整備しました。今後も更なるICT機器の整備、様々な用途への利活用、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の育成や、ICT活用に向けた教職員の資質向上が求められています。

また、本町では、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の働き方改革を推進するため、令和6年度に校務支援システムを導入しました。今後も、教職員が学習指導など本来の業務に注力できる時間を確保し、一層のやりがいを持って働くことができるよう、校務のデジタル化を進めていくことが必要です。

地域・家庭状況の変化

核家族化やひとり親世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化している中で、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で子どもたちの教育を支える重要性が高まっています。

学校・家庭・地域社会が相互に連携し、それぞれが適切に役割分担しながら、地域の教育力を底上げし、地域全体で教育を支える体制づくりが必要です。

施策の展開

(1) 確かな学力の育成

学校種間の連携・接続を図りつつ、子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成を図ります。

【主な取組】

① 1人1台端末等の活用

1人1台端末等を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組めます。

② 外国語教育の充実

専科教員や外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実を図ります。

③ 学校種間の連携

町内保育園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、教育の連続性を確保します。

④ 学力調査等の活用

学力調査等を活用し、学習指導の改善を図ります。

⑤ キャリア教育の推進

キャリア・パスポート等を活用し、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育を推進します。

(2) 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図ります。

【主な取組】

① 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

② 自殺防止対策

児童生徒の自殺を未然に防ぐために、SOS の出し方を学ぶ場として、「こころの健康教室」を実施します。

③ いじめなどへの対応

いじめなどの問題行動について、学校における積極的な認知と情報共有の徹底を図るとともに、民生委員や警察官経験者等の連携協力を促進します。

④ 読書活動の推進

学校図書の充実を図るなど、児童生徒の自主的な読書活動を推進します。

⑤ 体験活動等への支援

学校における伝統芸能の継承、ボランティア活動や体験活動の取組を支援します。

(3) 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

【主な取組】

① 学校体育の充実

運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実に取り組みます。

② 食育の充実

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等と連携し、学校給食を活用した食育の充実を図ります。

③ 安全・安心な学校給食の提供

学校給食施設・設備の計画的かつ適切な維持管理や十分な衛生管理の下、安全・安心な学校給食を実施します。

④ 情報モラル教育の推進

生活リズムの向上のため、児童生徒自身が主体的に情報機器を適切に利用できるよう、情報モラル教育を推進します。

(4) 多様な教育ニーズへの対応

多様なニーズを持つ子どもたちに対し、一人一人に適した学びの機会を確保するなど、支援体制の拡充に努めます。

【主な取組】

① 特別支援教育の充実

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、専門的な機関と連携するとともに、学習支援員や生活支援員を配置し、支援体制の充実を図ります。

② 教育相談体制の充実

多様な教育課題を抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングや相談など、教育相談体制の充実を図ります。

③ 不登校への対応

不登校の児童生徒への支援として、学習指導や相談支援をするための「校内教育支援センター」の設置について検討します。

④ 日本語の学習機会の提供

外国につながるの児童生徒に対して、日本語を学習する機会の提供に取り組みます。

(5) 経済的支援の充実

意欲的に学ぶ児童生徒や学生に教育を受ける機会を保障するため、経済的理由により進学・就学が困難な児童生徒や学生に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】

① 就学援助費の充実

経済的な理由により就学が困難な児童生徒に、学用品費等の一部を援助します。

② 奨学金制度の充実

経済的理由により高等学校や大学等への進学・就学が困難な生徒・学生に対し、奨学金制度の充実に努めます。

③ 奨学金償還への補助の充実

奨学金償還額の一部を補助金として交付し、若者の定住促進を図ります。

(6) 教育環境の整備

子どもたちの安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するための教育環境や指導体制を整備します。また、学校における働き方改革を推進し、教職員が子どもと向き合う時間を確保します。

【主な取組】

① 学校施設の長寿命化

計画的な老朽化対策を実施し、学校施設の長寿命化を推進します。

② 学校規模・配置の適正化への取組

児童生徒が集団の中で切磋琢磨できる教育環境を整えるため、学校再編による学校規模・配置の適正化に取り組みます。

③ 校務DXの推進

教職員の負担軽減を促進するため、校務支援システムや授業支援アプリを活用するなどし、校務DXを推進します。

④ 理科アシスタントの配置

理科アシスタントを配置し、児童生徒の安全な観察・実験を支援するとともに、教職員の負担軽減を図ります。

(7) 家庭・地域・学校等との連携の推進

学校・家庭・地域社会が相互に連携し、それぞれが適切に役割分担しながら、地域の教育力を底上げし、地域全体で教育を支える体制を整備します。

また、連携を強化し、明るい社会と地域での自主的活動の環境づくりに努め、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

【主な取組】

① 子どもの居場所づくりの推進

地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを推進します。

② 地域の安全への取組

地域、家庭、学校及び関係機関等と連携し、自然災害や交通事故、犯罪等の安全上の課題に取り組みます。

③ 部活動の地域移行の推進

少子化が進展する中でも、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教職員の働き方改革推進のため、中学校の部活動の地域移行を推進します。

④ 青少年の健全育成

体験活動の実施などにより、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

⑤ ジュニアリーダー等の育成確保

子ども会活動の支援を通じ、ジュニアリーダー及びシニアリーダーの育成確保に努めます。

2 生きがいのある生涯学習の推進

現状と課題

人生 100 年時代において、誰もが生涯を通して学び、活躍していくために、生涯学習の必要性が高まっています。学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境や、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境づくりが必要です。

本町では、第3次階上町生涯学習のまちづくり推進計画に基づき、学びを生かしたつながりをつくり出す生涯学習の推進に努めてきました。

既存施設の整備充実

町内には、学習できる場として石鉢ふれあい交流館、ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館があり、各種講座を開催しています。これらの施設は図書館機能も兼ねており、さらに、図書検索システムが導入されたことから、利便性が高くなったものの、町民からは気軽に集い、学習できる場の提供が望まれています。

マナバンクの活用

学習成果が個人のためにも地域のためにも生かされるような仕組みづくりとして、平成 15 年度に学習活動支援システム「マナバンク」を設置し、人財の確保や学習活動の場の拡充に努めています。しかしながら、登録数及び活用状況は横ばい状態であり、新たな人財の発掘と活用の方法、情報発信について検討が必要です。

学習団体や指導者等の育成・確保

生涯学習の推進には、学習団体の育成と、指導者や地域リーダー、実践者及びコーディネーターの養成・確保が求められます。

これまでも、「地域アニメーター養成講座（ふるさとかたり塾）」や「まちづくりコーディネーター養成講座（はしかみベース）」、高校生人財育成事業「はしかみいいとこ広め隊」を開講し、地域の核となる人財育成に努めてきました。今後も定期的に人財育成に関わる事業を展開し、次代を担う世代が地域で活躍できる場をつくっていくことが必要です。

施策の展開

(1) 生涯学習環境の整備

生涯学習推進体制の充実と学習活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。また、町民がいつでも気軽に学習でき、団体・グループが活動できる場として、老朽化した民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った社会教育複合施設の整備について検討します。

【主な取組】

① 生涯学習推進体制の充実

"学び"に関わる関係機関との広域的なネットワークを強化し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

② 既存施設の整備充実

既存施設の整備充実に取り組み、地域の生涯学習の場としての機能の向上を図ります。

③ 図書資料の充実

計画的な蔵書や視聴覚資料など、図書資料の充実を図ります。

④ 図書館機能を備えた施設整備の検討

図書館機能を備えた社会教育複合施設の整備について検討します。

⑤ 学習相談体制の充実

町民に必要な生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習に関する相談窓口の整備など、学習相談体制の充実を図ります。

(2) 生涯学習事業の充実

多様化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動支援を行います。

また、学習成果がより効果的に生かされるよう、マナバンクの積極的な活用と情報発信をはじめ、評価システムの検討や地域で活躍できる人財の育成と確保に努めます。

【主な取組】

① 生涯学習の普及・啓発への取組

多様な学習機会の充実と、広報活動、イベントの開催等を通して、生涯学習の普及・啓発に取り組みます。

② 学習団体の育成・支援体制の推進

自主的なグループ、サークルなど、学習団体の育成と支援体制づくりを推進します。

③ 学習成果の活用

学習した成果を活用できるように、発表・交流する場の提供や養成講座を開催するなど、地域で活躍できる人財の育成に努めます。

④ 人財派遣体制の推進

マナバンク等により、地域や学校で必要としている人財を利活用できる仕組みづくりを推進します。

3 地域に根ざした文化・スポーツの振興

現状と課題

地域の伝統や歴史・文化に触れる、文化芸術活動を実践する、楽しく体を動かすことは、人生を心豊かにする糧となり、ウェルビーイングの実現のために必要です。

芸術・文化の振興

町の文化の中心を担う町文化協会は、これまで総合文化展の開催や町文化祭への協力など、町の文化の向上に努めてきましたが、会員の高齢化と新規会員の減少が進むなどの課題も出てきています。しかしながら、少しずつですが若い世代による新たなグループ活動も見られるなど、活動の形態が多様になってきています。

今後も、芸術・文化団体等の活動を継続して支援していくとともに、様々な文化団体と連携し、指導者の育成・確保をしていくことが必要です。

文化遺産の保全

本町の文化財は、国指定の無形民俗文化財えんぶり3組、文化庁記録選択・県指定の平内鶏舞、県指定の赤保内駒踊り、町指定の道仏神楽、西光寺ナニヤドヤラなど、芸能の数、種類とも多く、これらの保存伝承活動は、町南部芸能協会を推進母体に、各組・保存会で行われています。

また、それぞれの地域において郷土の伝統文化の伝承活動を行い、学校・地域・保存団体が一体となって、伝承活動に努めています。しかし、少子高齢化の影響などにより伝統文化の担い手は年々減少傾向にあります。今後、保存・継承のための映像記録保存や、後継者育成に一層力を入れていくことが必要です。

さらに、県重宝「寺下遺跡出土骨角器類141点」をはじめ、町指定有形文化財17、天然記念物(県指定4、町指定1)のほか、埋蔵文化財は、登録件数91遺跡にのぼりますが、開発などに伴い、今後も増加するものと見込まれます。これらの文化財保護を図るため、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、文化財を積極的に広報し、保存・活用に努めていくことが必要です。

スポーツ活動と施設の充実

本町のスポーツは、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が主に活動を担っており、競技力向上や、スポーツ活動の普及促進など、様々な形で活動を行っています。しかし、地域におけるスポーツ・レクリエーション

ョン活動の高まりや、多様化、少子高齢化による世代間バランスの変化により、これまで以上に生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

本町では、町民がスポーツに楽しむ機会を確保するため、小中学校の体育館等を開放し、町内体育施設の利用調整を行う体育施設活用事業を実施しています。しかしながら、町立体育館をはじめ既存の施設は、老朽化が進んでおり、町民ニーズに合わせた計画的な改修や維持補修を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

国民スポーツ大会の開催

令和8年度に青森県で49年ぶりに開催される第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ）では、本町でも自転車競技（ロードレース）とデモンストレーションスポーツ（フロアボール）が行われます。多様な世代の誰もが様々な形でスポーツに親しみ、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいづくり、さらには交流人口の拡大等による地域活性化につながるよう努めます。

施策の展開

(1) 芸術・文化の振興

文化事業の推進や文化施設の整備に努め、幅広い世代の町民が、優れた芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、様々な芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

【主な取組】

① 芸術・文化体験等の機会提供

見るだけでなく体験などを通して、町民が優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。

② 芸術・文化団体の活動支援

町文化協会を中心に芸術・文化団体相互の交流促進を図るとともに、各種活動を支援し、指導者の育成と確保に努めます。

③ 既存施設の整備と利用促進

展示コーナーの設置など、年間を通じて作品展が開設できるよう、公民館などの文化・生涯学習施設の適正な整備を進め、その利用促進と公開に努めます。

④ 芸術・文化の発信

町民の芸術・文化を発信する機会を拡大するため、広域市町村の施設を活用した芸術・文化の発表会等の開催を検討します。

(2) 文化遺産の保全

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。

【主な取組】

① 文化財の保護・保存と活用

有形文化財、無形民俗文化財、天然記念物、民俗資料等、町の歴史・文化を伝える貴重な文化遺産である文化財の積極的な保護・保存に努めるとともに、観光分野での活用と情報発信を図ります。

② 文化財保護思想の啓発

町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めます。

③ 伝統行事等の継承

伝統行事、伝統芸能を継承するため、南部芸能協会や三陸国際芸術祭と連携し、発表機会の充実と後継者の育成を図り、特色ある地域文化の創造を推進します。

④ 埋蔵文化財の保存

埋蔵文化財包蔵地における開発行為等について、事前に把握し、適切な記録保存を図ります。

⑤ 保存展示施設の整備

出土した埋蔵文化財及び民俗資料等について、既存施設及び新規施設を使用した保存展示施設の整備を推進します。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

町民が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、各種スポーツ関係団体と連携を図りながらスポーツ推進活動を促進するよう努めます。

【主な取組】

① 運動を習慣化させる機会の創出

各種イベントなどを通じて、楽しく体を動かし、運動を習慣化させる機会の創出を推進します。

② 地域スポーツ活動の活性化

体育協会やスポーツ少年団等、自主活動団体の育成を促進し、地域スポーツ活動の活性化を図ります。

③ 競技スポーツの強化

各種競技団体と連携を図り、競技スポーツの強化・支援を推進します。

④ ニュースポーツの普及促進

多様なスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに対応するため、スポーツ推進委員の資質の向上と育成に努め、ニュースポーツの普及促進を図ります。

⑤ 第80回国民スポーツ大会の開催

第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ）を通じて、町民のスポーツに対する意識醸成に取り組みます。

(4) スポーツ施設の充実

多様化している町民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに応えるため、計画的な施設の改修や維持補修に努めます。

【主な取組】

① 体育施設の長寿命化

計画的な改修により、競技スポーツの拠点となる体育施設の長寿命化を推進します。

② 学校施設の開放

町内の学校施設を地区スポーツ施設として開放し、町民のスポーツ活動の場の充実を図ります。

③ インストラクターによる指導の充実

トレーニングやエクササイズ等の専門的な知識を有するインストラクターを配置し、町民の健康増進のための効果的な指導の充実を図ります。

④ バリアフリー化等の推進

体育施設のバリアフリー化等による共生社会の実現を推進します。

第3期階上町教育振興基本計画

令和7年3月

発行：階上町

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

電話番号：0178-88-2111（代表）

<https://www.town.hashikami.lg.jp>

編集：階上町教育委員会